

岐阜県公報

令和八年一月三十日

(金曜日)

告 示

岐阜県告示第三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国を促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国を促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年一月三十日

岐阜県知事 江崎 槟英

名 称 所 在 地 指 定 年 月 日

藤本歯科医院	土岐市肥田浅野双葉町二丁目一〇番地	同	令和七・一一・一
おぐり歯科口腔外科	土岐市泉町久尻三六七	同	同
可知歯科医院	可児郡御嵩町御嵩一四四七三	同	同
調剤薬局オハナファーマ EAST	各務原市鵜沼西町三丁目一三六	同	同
調剤薬局オハナファーマ WEST	各務原市鵜沼西町三丁目一一一	同	同

名 称

所 在

地

指 定

年

月

日

（華陽フロンティア高等学校）

三六

（砂防課）

三六

（同）

三五

（同）

三五

（同）

三四

岐阜県告示第三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の規定により告示する。

令和八年一月三十日

岐阜県知事 江崎禎英

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者等の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	年月日
力ネ九商事株式会社	岐阜市大井町字学園二二〇二番地の四アベ	KaneKu訪問看護ステーション	岐阜市大井町一二二〇二番地の四アベ	令和七年二月二十一日

岐阜県告示第三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の一及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年一月三十日

岐阜県知事 江崎禎英

名 称	所 在 地	地 墓 止 年 月 日
児玉レディスクリーツ	大垣市高砂町一三一	令和七・一・一〇
大橋整形外科	養老郡養老町押越六七〇	令和七・一・一五
田中歯科医院	大垣市桐ヶ崎町八七	令和七・一・三〇
藤本歯科医院	土岐市肥田浅野双葉町二一〇	同
小栗歯科	土岐市泉町久尻三六八	同
可知歯科医院	可児郡御嵩町御嵩一四四七三	同
原眞平歯科診療室	中津川市八幡町三三三	令和七・一二・一〇
西可児薬局	可児市帷子新町二一八	令和七・一・一一
なかも薬局瑞穂中央店	瑞穂市馬場上光町一丁目一〇一	令和七・一・一九
なかも薬局瑞穂ホンデン店	瑞穂市本田字三ノ改田一〇四五	同
1号店	各務原市鵜沼西町三一三六三	令和七・一・三〇
むうみん薬局 うぬま	各務原市鵜沼西町三一三一一二	同
2号店	各務原市鵜沼西町三一三一一二	同

岐阜県告示第四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の一及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を休止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年一月三十日

岐阜県知事 江崎禎英

名	称	所	在	地	休止年月日
ツ治循環器内科クリニック		各務原市各務西町六	四〇		
まつだ整形外科		加茂郡坂祝町大針字尾橋七四八			令和七・一・一〇

岐阜県告示第四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十条の一及び中国残留邦人等の円滑な帰国を促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の一の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を再開した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国を促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年一月三十日

岐阜県知事 江崎禎英

名 称 在 地 再 開 年 月 日
まつだ整形外科 所 在 地 再 開 年 月 日
二 加茂郡坂祝町大針字尾橋七四八 令和 七・一・一二

岐阜県告示第四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十条の一及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生

居宅介護事業者等の名称 たる事務所の所在地

社会福祉法人桜友会
関市稻口八四五番地
宅介護 小規模多能型居宅

在地介護事業所等の所指

岐阜県知事 江崎禎英

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

活保護法第五十条の二の規定により次の指定訪問看護事業者等から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年一月三十日

岐阜県知事 江崎禎基

等の名称	訪問看護事業者
所の所在地	所の所在地

岐阜県告示第四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のため

同

同

小規模型多防
介護予防
機能型居宅
介護 同

岐阜県告示第四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

令和八年一月三十日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

氏名	施術所等の名称	施術所の所在地又は施術者の住所	指定期日
伊藤秀利 健秀院岐南	はりえマッサージ 羽島郡岐南町平成一丁目一三九番	令和 四・二・一	

岐阜県告示第四十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年一月三十日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の

図に示すとおりとする。）
中津川市加子母
序井上

番田	一 号
一八四三番	一 号
一八三三番	一 号
一八七四番	一 号
一八九八番	五 号
一九二三番	五 号
一九二二番	六 号
一九三六番	七 号
一九三一番	八 号
一八六九番	九 号
一八六七番	十 号
一八七〇番	十一 号

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課、岐阜県恵那土木事務所及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第二百一十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和八年一月三十日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

- 1 調達物品の名称及び数量 生徒用デスク等 一式
- 2 対応の相手方を決定した手続 一般競争入札

- 3 入札公告を行った日 令和6年5月16日
4 落札者を決定した日 令和6年6月14日
5 落札者の住所及び氏名 岐阜市西野町六丁目2番地
株式会社 高修
代表取締役 高橋 主司
6 落札金額 40,480,000円
7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県立華陽フロンティア高等学校 事務室
(2) 所在地 岐阜市西野六丁目69番地

令和八年一月三十日発行

発 行 所 者

岐 阜 県
県 庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三
一 岐 阜 文 芸 社